

令和3年第1回野洲市議会定例会提出案件

1 専決処分 2件

□議第1号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第16号))

①予算額

- ・補正前予算額 29,338,524千円
- ・補正額 14,099千円
- ・補正後予算額 29,352,623千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の給付に係る国庫支出金の増額(14,099千円)

【歳出】

- ・低所得のひとり親世帯に対する臨時特別給付金(14,010千円)及び事務費(89千円)の増額

□議第2号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第17号))

①予算額

- ・補正前予算額 29,352,623千円
- ・補正額 34,983千円
- ・補正後予算額 29,387,606千円

②補正の概要

【歳入】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫支出金の計上(34,983千円)

【歳出】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業費の計上(34,983千円)

③債務負担行為

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う債務負担行為の追加
(期間:令和2年度から令和3年度まで 限度額:38,000千円)

2 新年度予算 10件

□議第3号 令和3年度野洲市一般会計予算

□議第4号 令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算

□議第5号 令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算

□議第6号 令和3年度野洲市介護保険事業特別会計予算

- 議第7号 令和3年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第8号 令和3年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第9号 令和3年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第10号 令和3年度野洲市水道事業会計予算
- 議第11号 令和3年度野洲市下水道事業会計予算
- 議第12号 令和3年度野洲市病院事業会計予算

3 補正予算 9件

- 議第13号 令和2年度野洲市一般会計補正予算（第18号）

①予算額

- ・補正前予算額 29,387,606千円
- ・補正額 △415,050千円
- ・補正後予算額 28,972,556千円

②補正の概要

【歳入】

- ・法人市民税の減額（△30,875千円）及び固定資産税の増額（17,008千円）
- ・入所児童数の減少等による私立保育所保護者負担金の減額（△16,086千円）及び保育所使用料の減額（△17,075千円）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響等による市施設の使用料の減額（△17,768千円）
- ・民間保育所運営費の減額に伴う国庫支出金（△39,215千円）及び県支出金（△19,608千円）の減額
- ・社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の追加内示に伴う国庫支出金の増額（27,720千円）
- ・中主小学校旧館校舎大規模改修工事の中止に伴う国庫支出金の減額（△54,589千円）
- ・中主小学校旧館校舎大規模改修工事の中止に伴う精算金（68,616千円）
- ・福祉医療費助成事業の減額に伴う県支出金の減額（△20,154千円）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による交付金等の減収及び納税猶予に伴う市債の増額（243,400千円）

【歳出】

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業の計画変更に伴う対象事業費の増額及び減額
- ・コミュニティバス運転委託料の精査に伴う減額（△13,962千円）
- ・福祉医療費助成事業における決算見込みによる減額（△47,907千円）
- ・民間保育所に対する保育所運営委託料（△50,720千円）及び施設型給付費（△27,710千円）の決算見込みによる減額
- ・新型コロナウイルス感染症対策として実施した水道料金の減免措置に対する費用相当分の繰出金の計上（19,051千円）

- ・社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の追加内示に伴う対象事業の設計委託費及び工事請負費の増額（54,040千円）
- ・中主小学校旧館校舎大規模改修工事の中止に伴う工事請負費の減額（△237,805千円）、及び前年度交付の国庫支出金返還金の計上（31,514千円）

③債務負担行為

- ・JRアンダーパスの非常用発電機の改修に伴う債務負担行為の追加
（期間：令和2年度から令和3年度まで 限度額：18,000千円）
- ・余熱利用施設整備運営事業に係る維持管理及び運営業務のサービスの対価の改定に伴う債務負担行為の追加
（期間：令和2年度から令和23年度まで 限度額：22,000千円）

□議第14号 令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）

①予算額

- ・補正前予算額 5,013,770千円
- ・補正額 △81,982千円
- ・補正後予算額 4,931,788千円

②補正の概要

【歳入】

- ・医療給付費の減額に伴う普通交付金の減額（△80,000千円）
- ・特定健康診査等負担金の交付見込みによる特別交付金の減額（△3,464千円）
- ・保険基盤安定繰入金等の確定による一般会計繰入金の減額（△3,065千円）

【歳出】

- ・システム改修費用等の額の確定による減額（△869千円）
- ・一般被保険者療養給付費の決算見込みによる減額（△80,000千円）

□議第15号 令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

①予算額

- ・補正前予算額 662,328千円
- ・補正額 △2,200千円
- ・補正後予算額 660,128千円

②補正の概要

【歳入】

- ・後期高齢者医療保険料の決算見込みによる特別徴収保険料の増額（7,371千円）及び普通徴収保険料の減額（△7,371千円）
- ・保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額（△1,705千円）
- ・税制改正に伴うシステム改修に係る国庫支出金の減額（△660千円）

【歳出】

- ・保険基盤安定繰入金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額（△1,705千円）

□議第 16 号 令和 2 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

①予算額

- ・補正前予算額 4, 3 5 6, 7 4 9 千円
- ・補正額 4 1, 0 5 1 千円
- ・補正後予算額 4, 3 9 7, 8 0 0 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・保険給付費の増額に伴う国庫支出金（13,500 千円）、支払基金交付金（14,850 千円）、県支出金（7,125 千円）及び一般会計繰入金（6,875 千円）の増額
- ・地域支援事業費の減額に伴う国庫支出金（△3,433 千円）、支払基金交付金（△2,700 千円）、県支出金（△1,792 千円）及び一般会計繰入金（△1,792 千円）の減額

【歳出】

- ・地域密着型介護サービス給付費について、サービス給付見込量の増加に伴う増額（50,000 千円）
- ・介護予防・生活支援サービス事業における通所型サービス給付について、利用者の減少に伴う減額（△10,000 千円）

□議第 17 号 令和 2 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 3 号）

①予算額

- ・補正前予算額 2 9, 0 6 2 千円
- ・補正額 9, 6 6 0 千円
- ・補正後予算額 3 8, 7 2 2 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・永代使用墓所区画の募集による販売数増加による使用料の増額（9,660 千円）

【歳出】

- ・市内在住者等永代使用料収入を墓地公園整備基金へ積立て（9,660 千円）

□議第 18 号 令和 2 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第 3 号）

①予算額

- ・補正前予算額 1 7, 2 1 2 千円
- ・補正額 5 2 5 千円
- ・補正後予算額 1 7, 7 3 7 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・事業費の増額に伴う負担金（160 千円）、県補助金（290 千円）及び一般会計繰入金（75 千円）の増額

【歳出】

- ・野洲川土地改良区委託業務内容の変更に伴う委託料の増額（500 千円）

□議第 19 号 令和 2 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 3 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 1, 0 2 6, 7 2 2 千円
- ・補正予算額 1 9, 0 5 1 千円
- ・補正後予算額 1, 0 4 5, 7 7 3 千円

②補正の概要

【収益的収入】

- ・新型コロナウイルス感染症対策として実施した水道料金の減免措置に伴う一般会計補助金の増額（19,051 千円）

□議第 20 号 令和 2 年度野洲市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔支出〕

- ・現計予算額 1, 7 5 8, 3 8 3 千円
- ・補正予算額 1, 1 5 2 千円
- ・補正後予算額 1, 7 5 9, 5 3 5 千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・人事異動に伴う職員給与等の増額（1,152 千円）

□議第 21 号 令和 2 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 4 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕〔支出〕それぞれ

- ・現計予算額 3, 0 9 1, 0 0 0 千円
- ・補正予算額 4 4, 1 0 5 千円
- ・補正後予算額 3, 1 3 5, 1 0 5 千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕〔支出〕それぞれ

- ・現計予算額 2 8 0, 9 9 0 千円
- ・補正予算額 3 2, 0 0 0 千円
- ・補正後予算額 3 1 2, 9 9 0 千円

②補正の概要

【収益的収入】

- ・新型コロナウイルス患者の入院受入に伴う休止病床に係る入院収益の減額
(△272,051 千円)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る一般会計補助金 (11,000 千円)、国庫補助金
(17,500 千円) の増額及び休止病床に対する県補助金 (287,656 千円) の増額

【収益的支出】

- ・新型コロナウイルス感染症対策に必要となる医療消耗備品費 (1,000 千円)、消耗備品費
(20,000 千円) の増額
- ・消費税支払額の計上 (20,000 千円)

【資本的収入】

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助金 (20,000 千円)、県補助金
(12,000 千円) の増額

【資本的支出】

- ・新型コロナウイルス感染症対策に必要となる器械備品購入費の増額 (32,000 千円)

4 条例制定・改廃 4件

□議第 22 号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

当該条例に掲げる附属機関の名称、所掌事務及び委員の任期に一部変更があり、また事業完了による附属機関の廃止に伴い、所要の改正を行う。

○「野洲市地域福祉計画策定委員会」

令和 3 年度からの第 3 期地域福祉計画の進捗等について、現行の「野洲市地域福祉計画策定委員会」では、評価・検証を行う機能がなく、評価・検証にも対応する機関に変更するため、名称・所掌事務等を改正。

- ・別表第 1 中 名称を「野洲市地域福祉計画推進委員会」へ変更し、野洲市地域福祉計画の策定に限定されていた所掌事務に策定後の野洲市地域福祉計画の進捗等を検証・評価する機能を付加するとともに、委員の任期を 2 年に変更

○「野洲市永原御殿跡調査委員会」

永原御殿跡が国指定文化財史跡の指定を受けたことから、将来的な史跡の保存整備を目的として、名称を改正。

- ・別表第 1 中 名称を「野洲市永原御殿跡調査整備委員会」へ変更

○「野洲市永原御殿跡保存活用計画策定委員会」

史跡整備に必要な史跡等保存活用計画の策定が令和 2 年度中に完了することから、委員会を廃止。

- ・別表第 1 中 「野洲市永原御殿跡保存活用計画策定委員会」を廃止

施行日 令和 3 年 4 月 1 日

□議第 23 号 野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

近隣各市の中で野洲市の校園医（内科）の報酬額が最も低く、守山野洲医師会から同一の医師会区域内での報酬額の不均一に対し増額を要望されていたことにより、校園医（内科）の報酬額を増額するため、所要の改正を行う。

- ・別表中 学校・幼稚園・保育園医（内科）基本料 年額 85,000 円 → 119,900 円
施行日 令和 3 年 4 月 1 日

□議第 24 号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例

地域支援事業による高齢者等おむつ費用助成事業の支給対象、保険料の額及び保険料の段階を区分する基準所得金額の変更に伴い、所要の改正を行う。

○おむつ費用助成事業に関する改正

地域支援事業における介護用品の支給事業について、令和 3 年 4 月 1 日より国の支給要件に合致しない者が対象外となるため、改正前に既に支給決定を受けている者については、受給者及びその家族への負担を考慮し、介護保険事業の市町村特別給付に移行し継続して支給できるよう改正。

- ・第 7 条 市町村特別給付として、月額 5,000 円（年間 60,000 円）を限度額とする紙おむつ購入費の支給規定に改正

○保険料に関する改正

第 8 期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、令和 3 年度から令和 5 年度までの介護サービス等の見込量と、必要な保険料の額を算定したことから、保険料の額を改正。

- ・第 13 条 令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料改正（全 12 段階）
第 5 段階（1 年間の保険料の基準額） 71,760 円 → 77,640 円

○基準所得金額に関する改正

国において介護保険料の第 7 段階と第 8 段階を区分する基準所得金額の見直しが行われたことに伴う改正。

- ・第 13 条 保険料の基準所得金額改正
第 7 段階 2,000,000 円未満 → 2,100,000 円未満
第 8 段階 3,000,000 円未満 → 3,200,000 円未満

施行日 令和 3 年 4 月 1 日

□議第 25 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例

市三宅児童遊園(2) について、現状公園として利用しておらず、地元自治会からも廃止の要望があり、今後公園としての利用が期待できないことから用途廃止するため、所要の改正を行う。

- ・別表中 「市三宅児童遊園(1)」を「市三宅児童遊園」に改め、市三宅児童遊園(2)の項を削る。

施行日 令和3年4月1日

5 その他 6件

□議第26号 土地の減額譲渡について

同和対策の住環境整備の一環として、昭和55年度に建設した北比江改良住宅を譲渡するにあたり、土地を近傍時価と比較して減額した価格で譲渡することから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

【譲渡物件】

所在地：野洲市北比江字吉茶市鼻^{き ちやいちばな}42番4

面積：270.45㎡

価格：2,839,725円（10,500円/㎡）

□議第27号 市道路線の認定について

次の市道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

・認定路線（6路線）

路線名	認定理由
^{かみながほらしせん} 上永原支線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
^{と ぼ ぼん ばさとのうちせん} 富波馬場里ノ内線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
^{しんでんちゅうおうせん} 新田中央線	県道の新設開通に伴い旧道の移管を受け認定
^{こやまきたせん} 小山北線	県道の新設開通に伴い旧道の移管を受け認定
^{こやまみなみせん} 小山南線	県道の新設開通に伴い旧道の移管を受け認定
^{やすしたんだせん} 野洲四反田線	地元より市道認定の要望を受け、利害関係者による整備が完了し認定

□議第28号 事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）

平成30年6月28日に事業契約の議決を得、令和2年9月23日に変更議決を得た野洲市余熱利用施設整備運営事業において、契約金額を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、議会の議決を求める。

【変更内容】

- ・運営業務費の物価変動による増額。

記

①事業契約変更金額

変更前事業契約金額 2,619,143,630円（令和2年9月変更後）

変更増額分 21,067,200円

変更後事業契約金額 2,640,210,830円

②運営業務の物価変動

企業向けサービス価格指数 … 労働者派遣サービス（日本銀行調査統計局）

平成30年平均	令和2年8月（確報）	改定率
105.99	114.1	7.6%

③契約の相手方

滋賀県野洲市大篠原 3333 番地 6

野洲すいむ 8 N E X T - P F I 株式会社

代表取締役 うきあな こういち 浮穴 浩一

□議第 29 号 第 2 次野洲市総合計画の策定について

第 2 次野洲市総合計画を策定することについて、野洲市議会基本条例第 11 条第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

※令和 3 年度～12 年度の 10 年間の計画

□議第 30 号 第 4 次野洲市人権施策基本計画の策定について

第 4 次野洲市人権施策基本計画を策定することについて、野洲市議会基本条例第 11 条第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

※令和 3 年度～7 年度の 5 年間の計画

□議第 31 号 第 3 期野洲市地域福祉計画の策定について

第 3 期野洲市地域福祉計画を策定することについて、野洲市議会基本条例第 11 条第 3 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

※令和 3 年度～12 年度の 10 年間の計画

なお、広く福祉の基本となる計画であるとの認識から、策定委員の意見により、本市独自に「第 3 期野洲市地域福祉基本計画」と呼称する。

6 人事案件 1 件

□議第 32 号 野洲市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

下記の者を野洲市教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
にしむら たけし 西村 健		

※任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日